

第30表 刑法犯の罪種別認知・

罪 種	認 知 件 数	検 挙 件 数			
		総 数	管 内 事 件	他 府 県 事 件	
<b>総 数</b>	<b>89,098</b>	<b>31,149</b>	<b>27,727</b>	<b>3,422</b>	
凶 悪 犯 粗 暴 犯 窃 盗 犯 知 能 犯 風 俗 犯 そ の 他 の 刑 法 犯	殺 人	93	90	90	-
	嬰 児 殺 害	1	-	-	-
	強 盗 殺 人	2	2	2	-
	強 盗 傷 人	113	109	109	-
	強 盗 ・ 不 同 意 性 交 等	3	5	5	-
	普 通 強 盗	117	112	112	-
	放 火	44	38	38	-
	不 同 意 性 交 等	395	297	292	5
	凶 器 準 備 集 合	2	2	2	-
	暴 行	4,012	2,840	2,840	-
	傷 害	2,630	2,149	2,146	3
	傷 害 致 死	6	5	5	-
	脅 迫	541	445	444	1
	恐 喝	179	152	147	5
	侵 入 窃 盗	2,147	1,855	1,426	429
	非 侵 入 窃 盗	57,741	13,567	11,924	1,643
	詐 欺	6,770	3,513	2,432	1,081
	横 領	195	135	135	-
	偽 造	354	242	224	18
	汚 職	3	2	2	-
	背 任	14	9	9	-
賭 博	7	7	7	-	
不 同 意 わ い せ つ	769	676	669	7	
公 然 わ い せ つ ・ 物	178	175	170	5	
面 会 要 求 等	1	-	-	-	
性 的 姿 態 撮 影 等 処 罰 法	470	298	294	4	
占 有 離 脱 物 横 領	2,196	1,754	1,627	127	
うち) 自 転 車 占 脱	1,249	1,274	1,202	72	
公 務 執 行 妨 害	416	402	401	1	
住 居 侵 入	759	561	543	18	
盗 品 等	108	109	96	13	
器 物 損 壊 等	7,676	911	902	9	
そ の 他	1,156	687	634	53	

注1 刑法犯とは、刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）、爆発物取締罰則、決闘罪に関する件、暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法、サリン等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律、公衆等脅迫目的の

数値：刑事総務課

## 検挙状況及び被殺傷者数

検 挙 人 員		当 庁 事 件 の 他 府 県 警 察 検 挙 件 数	被 殺 傷 者 数			
総 数	うち) 少年		総 数	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
<b>21,968</b>	<b>2,178</b>	<b>1,857</b>	<b>3,113</b>	<b>50</b>	<b>401</b>	<b>2,662</b>
86	1	2	79	28	23	28
-	-	-	1	1	-	-
8	1	-	2	1	1	-
199	32	-	124	-	15	109
5	-	-	2	-	1	1
150	28	-	-	-	-	-
37	2	-	2	-	1	1
272	12	3	20	-	1	19
5	4	-	-	-	-	-
2,652	54	-	-	-	-	-
2,648	184	2	2,746	-	333	2,413
6	-	-	6	6	-	-
395	17	1	-	-	-	-
188	33	-	-	-	-	-
763	23	157	-	-	-	-
7,898	1,083	846	-	-	-	-
1,568	141	601	-	-	-	-
134	3	2	-	-	-	-
140	7	15	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-
61	1	-	-	-	-	-
542	25	5	38	-	2	36
143	8	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
253	22	1	-	-	-	-
1,704	272	25	-	-	-	-
1,234	223	16	-	-	-	-
299	11	-	-	-	-	-
473	86	17	-	-	-	-
78	39	8	-	-	-	-
611	36	14	-	-	-	-
633	53	157	93	14	24	55

1 犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律に規定する罪をいう。  
 2 少年とは、検挙時20歳未満の者をいい、重傷者とは、加療日数が1か月（30日）以上の負傷者をいう。  
 3 性的姿態撮影等処罰法とは、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」をいう。